

日本生理学会教育委員会内規

(目的)

第1条 一般社団法人日本生理学会(以下「本会」という)は、より高い水準の生理学教育を国内外に普及させることを使命のひとつとする。この目的達成のために教育委員会(以下「委員会」という)を設置し、生理学教育に関わる業務を遂行する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生理学教育に関する会員間の情報交流
- (2) 生理学教育の振興
- (3) 生理学に関する一般国民に対する啓発普及
- (4) 生理学教育に関する書籍の編集及び出版
- (5) 生理学教育に関する講演会・セミナーの開催
- (6) 生理学教育に関する海外の学会との連絡及び交流
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(委員会の構成)

第3条 委員会は10名以上15名以内を定数として構成する。但し、委員が任期途中で退任した場合において、委員の員数が10名を下回らないときは後任を選任しないことができる。

2 委員長は、本会の正会員の中から、委員を指名して、委員会を組織する。委員の指名にあたっては、地域、所属機関、専門領域、性別に著しい偏りのないよう、また他の委員会との過度な重複がないよう配慮する。理事長および理事会は、委員構成について委員長に提案をすることができる。

3 委員会に委員長1名及び副委員長2名以内を置く。

4 委員の任期は2年とする。但し、補欠又は増員により選任された委員の任期は、他の在任する委員の任期の満了すべき時までとする。

5 委員は再任することができる。

6 理事会は、委員が次の各号の一に該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 本会の信用を損なう行為をしたとき。
- (2) その他委員の職責を果たせないと認められるとき。

7 委員長及び副委員長の解任については、前項を準用するものとし、「委員」を「委員長又は副委員長」に読み替えるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条

委員長は、委員会を招集し、業務を統括すると共に委員会の議長となる。

2 理事長は、委員長候補者を理事会に推薦し、その議により委員長を選任する。

- 3 委員長の任期は2年とする。ただし、委員長は再任することができる。
- 4 委員長は、委員会の業務の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 副委員長は、委員長により指名され、理事会の決議によって選任する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を果たせないときは、委員長の職務を代理する。

(委員会の開催・議事)

第5条

委員会の招集通知は、会日より1週間前までに各委員に対して発する。

- 2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員(委員長を含む)の過半数をもって、これを決する。なお、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 3 委員会の議事については、委員長が指名する書記が議事録を作成し、委員会の日から10年間、本会事務局に保管する。
- 4 本会の正会員は、議事録を閲覧することができる。

(委員の報酬および利益相反)

第6条

本会は、委員、委員長又は副委員長の業務に関しては、報酬を支給しない。

- 2 委員は、業務の遂行に際して、利益相反に十分に留意し、開示しなければならない。

(改廃)

第7条

本内規の改廃は、委員会にて検討し、理事会の決議をもって発効する。

附則

この内規は、2020年4月1日から施行する。

改定 2024年11月13日